

林業普及指導運営方針 (平成12年3月)

林業普及指導運営方針

1 趣旨

近年、森林・林業に対する国民の要請は、林産物の供給はもとより、国土の保全、水資源のかん養、保健・休養の場の提供、さらには、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全等多様化・高度化している。しかしながら、森林・林業、山村地域は、林業採算性の悪化や林業就業者の減少・高齢化などにより、極めて厳しい状況が続いている。

このような中で、平成11年7月、「森林・林業・木材産業基本政策検討会」において、従来の木材生産を主体とした考え方から将来にわたり森林の多様な機能を持続的に発揮させていくための森林の管理・経営を重視した考え方への転換を図るための森林・林業・木材産業政策の基本的課題についての取りまとめが行われたところである。

今後の普及指導事業の展開については、これらの課題を踏まえ、各都道府県の自主性に基づく弾力的な事業運営等を前提としつつ、課題と対象者の重点化・明確化を図るとともに、事業実施の体制及び取組方法の見直しを行うことが求められている。

このような情勢の変化にかんがみ、林業普及指導事業について、これまでの取組を踏まえつつ、本運営方針に基づき、より一層の内容の充実を図ることとする。

2 普及指導活動の基本的な課題

林業普及指導事業は、試験研究機関における研究成果を生かしつつ、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う事業として、健全な森林の維持・造成とこれを担う人材の育成等に貢献してきたところである。

今後とも、これらの活動を普及指導の基本としつつ、地域ぐるみの森林整

備と資源の循環利用に資する林業生産活動の推進を図るため、林業経営の担い手の確保等の課題について、個別指導の拡充等によるきめ細かな働きかけ等の重点的な取組を進めることとする。

(1) 森林整備の推進のまとめ役となるリーダーの育成

地域における森林整備の推進のまとめ役となるリーダーの育成を図るため、指導的林家や林業研究グループのリーダー等を重点的な普及指導の対象とし、高度かつ最新の林業技術についての個別指導、林業関係者以外の者を含めて意見交換を図るための交流セミナー等の開催、コミュニケーション技術や合意形成手法の指導等を行う。

(2) 林業経営者及びその後継者等の育成

林業経営の中核的な経営者を育成確保するため、意欲を持って林業経営を行っている者及びその後継者等を対象として、積極的な経営展開に資する多様な林業技術の移転や経営手法の個別指導、各種情報提供を行うセミナーや現地学習会の開催等を行う。

(3) 林業経営への参画の促進

経営意欲の低い森林所有者が多く見受けられる中で、サラリーマンや退職者、都市住民の山村へのUターン・Iターン者等で林業経営への新規参入意欲のある者が存在することから、これらの者に対して複合経営等多様な形態の林業経営への参画の促進を図る。具体的には、林業労働力確保対策や林業金融等と連携を図りつつ、参入希望者を対象とした各種林業セミナーの開催や起業促進のための支援を行うとともに、山村地域における男女共同参画及び高齢者福祉の推進にも考慮しつつ、地域を支える女性・高齢者の活動を支援する。

(4) 効果的な森林・林業教育の推進

学校教育との連携を図りつつ森林・林業教育についての重点的な取組を推進することとする。具体的には、林業関係学科の高校生等を対象として、林家での林業体験を行うインターンシップの推進を図ることにより、新卒

者の林業への就業促進を図る。また、緑の少年団等の青少年を対象として森林・林業についての体験学習の推進を図るとともに、普及指導職員による小中学校の教職員や森林ボランティア等の指導者層を対象とした研修を行い、これら指導者を通じた森林・林業教育の促進を図る。

(5) 市町村等を通じた森林整備の促進

地域における森林整備の推進についての各種支援を行うに当たっては、普及組織と地方公共団体、緑資源公団、国有林野事業等の公的セクター、森林組合等との連携の強化を図る。また、必要な施業が十分に行われていない森林で公益的機能の発揮に支障を生じるおそれのある場合には、これらの中の適当な機関への経営・施業委託等がなされるよう、森林のカルテ作りの指導等の工夫をこらした巡回指導や相談活動を積極的に実施する。

3 普及指導職員の配置に関する基本的事項

(1) 普及指導の広域化に対応した活動体制の強化

普及指導の広域化に対応して、必要に応じて普及指導区の区域の見直しを図る。また、普及指導区ごとの特色を踏まえた重点取組課題を設定し、それぞれの課題に対応したチーム編成、林業機械や林産等の専門性の高い分野を担当する林業改良指導員が普及指導区を越えた活動が可能となるような配置とするなど、普及指導職員の重点的、弾力的な配置を図る。

(2) 普及指導事業に必要なマニュアル、施設等の整備

普及指導の効果を高めるため、普及指導を行う際に必要な普及手法に関するマニュアル、施業見本林等の現地指導施設、研修用の資機材等の充実を図る。

(3) 計画・評価機能等の事業実施体制の強化

事業実行の効率性や成果について客観的に評価し、将来の活動に適切に反映していくための外部評価制度の導入、モニタリング体制の強化等を図り、普及指導活動の計画、実行、評価、評価後のモニタリングという一連の事業実行の一層効率的かつスムーズな推進に資することとする。

4 普及指導職員の資質の向上に関する基本的事項

今日的な課題に対応した効果的・効率的な普及活動を展開していくため、普及指導職員の資質向上対策の充実を通じて、優れた人材を将来にわたって確保することに努める。

(1) 研修体制の充実

現場経験の少ない新任の林業改良指導員に対する実地研修の実施、及び中堅の林業改良指導員等に対する最新の林業技術や木材の加工・流通に関する知識についての再研修の実施等、資質向上のための重点的な研修を行う。

(2) 人事交流の推進

普及指導職員の技術力や指導力等の向上を図る観点から、試験研究組織と関係行政部局等との計画的な人事交流を推進する。

5 普及指導活動の方法に関する基本的事項

取り組むべき課題や対象者の重点化に対応して、普及指導活動の方法について以下のような見直しを図る。

(1) 個別指導方式の拡充

多様な客体のニーズに対応した地域密着型の普及指導事業を推進するため、指導的林家や森林・林業教育のまとめ役等を対象とした普及指導を行うに当たっては、個別指導方式や少人数指導等のきめ細かな手法の拡充を図る。

(2) 情報提供・交換機能の強化

最新の森林施業技術等を求める森林所有者等の多様なニーズへの的確に対応した普及指導活動を展開していくため、情報面からの支援体制の充実を図る。具体的には、普及組織と国及び都道府県の試験研究組織とのインターネットを介した普及情報ネットワークの充実を図り、効果的な普及指導手法や最新の研究成果等の情報の提供や双方向の意見交換を促進する。

また、林業者を始め広く一般を対象として、インターネットにより森林

・林業・木材産業についての最新の話題、林業経営の先進的事例等の情報を提供する体制を整備する。

(3) コーディネーターとしての支援の推進

現地に密着した活動を行っている普及指導職員の特性をいかし、森林・林業・木材産業に関する幅広い情報を整理し伝達する役割、地域の森林所有者等の声を行政機関等につないでいく役割、あるいは集団間伐の推進等地域課題に対応して地域の合意形成を支援していく役割など、コーディネーターとしての支援を行う。また、各種制度資金、補助奨励事業及び税制特例等のPRを普及指導活動に取り入れる。

(4) 新たな分野の要請に対応した活動の充実

森林の持つ公益的機能の高度発揮への要請が高まる中で、今後、造成された人工林の持続的な管理技術、景観や生物多様性の保全技術、里山の新たな利用、林産物の新たな加工・利用技術等に対する要請が一層高まると考えられることから、これらの新たな分野の要請に応え得る活動の充実を図る。

(5) 林業技術の向上

多様なニーズに対応可能な技術レベルの向上を図り、森林・林業に携わる者としての意識と社会的位置付けの向上を図るため、他の者の模範となるような経営を行っている指導的な林業者や技術向上に熱意のある林家等を知事が指導林家等として認定し、より一層の資質の向上を図るための各種研修を実施するほか、後継者の育成のための活動支援を重点的に実施する。

また、意欲的に取り組んでいる林業研究グループ等に対して、技術情報の提供等の技術向上のための活動の支援を拡充する。

(6) 多様な普及指導活動のための拠点整備

森林・林業に関心を有する者やグループ等が、木材生産、特用林産物等の生産活動や森林空間利用、さらには生物多様性の保全等を含む多様な林

業技術についての総合的な森林・林業体験学習が行い得るような施設・フィールドの整備を推進し、林業後継者等の育成・確保に資する。

6 その他林業普及指導事業の運営に関する基本的事項

(1) 普及関係組織等との連携強化

普及指導事業の関係組織との連携を強化し、効率的な普及指導事業の推進を図ることとする。

ア 普及協力員制度の充実

普及協力員制度の充実を図るとともに、既に確立された技術、知識等を有する民間の専門家を積極的に活用する。

イ 試験研究組織との連携強化

現場のニーズに対応した試験研究の成果を迅速に普及していく観点から、普及・試験研究両組織における取組課題の共有化を図る。

ウ 農業等関係普及組織との連携の強化

農山漁村地域の総合的な振興、活性化を図る観点から、農業普及改良組織等と密接に連携した普及指導活動を行う。

(2) 関係機関との役割分担及び連携強化

森林・林業の施策の推進に関わっている関係機関との役割分担を明確にしつつ、これらの関係機関と積極的に連携した取組を行うこととする。

ア 市町村との連携強化

平成10年の森林法の改正による森林整備に係る市町村の役割強化を踏まえ、市町村が行う森林所有者等に対する指導や森林・林業に関する施策が効果的に実施されるよう、市町村との連携及び市町村に対する支援の一層の充実を図る。具体的には、

地域のニーズに応じた森林整備に対するきめ細かな取組を市町村森林整備計画に反映させるための指導助言

森林施業計画の作成に必要な森林所有者の合意形成を図るための市町村に対する指導助言等を図る。

イ 流域森林・林業活性化センターへの積極的な参画

流域における森林・林業の活性化を図るため、流域森林・林業活性化センターの活動を支援するとともに、技術的見地からの助言等を行う。

ウ 森林組合の指導事業との役割分担とこれに対する支援

確立された技術による森林整備や林業生産活動における協業化・共同化を図るため、林業改良指導員と森林組合の指導担当者との連携を密にし、森林組合の指導事業がその役割を一層発揮できるよう支援する。

エ 林業労働力確保支援センターとの連携強化

新規林業就業者の確保育成及びその定着を図る観点から、林業労働力確保支援センターが行う各種研修に関する連携強化、定着支援のための巡回指導の重点的な実施、連絡協議会への参画等を行う。